

東京都公報

発行
東京都

目次

25

訓 令（選）

- 東京都選挙管理委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正……………一
- 東京都選挙管理委員会デジタルサービス開発・運用規程の一部改正……………二

規 則（人）

- 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則……………三
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………四
- 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則……………四

訓 令（人）

- 東京都人事委員会デジタルサービス開発・運用規程の一部改正……………五
- 東京都人事委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正……………五

訓 令（監）

- 東京都監査事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正……………六
- 東京都監査委員デジタルサービス開発・運用規程の一部改正……………七

規 則（公）

- 警視庁警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 警視庁留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則……………七

○警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則……………八

雑 報

- 東京都職員共済組合安全衛生管理者等設置規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都職員共済組合安全衛生保護具措置規程の一部を改正する規程……………九

訓 令（選）

●東京都選挙管理委員会訓令第一号

東京都選挙管理委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年東京都選挙管理委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都選挙管理委員会

別表一の部三の項中「及び業務配分」を「業務配分及び人材育成」に改め、同表二の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力	一 リーダーシップ
<p>職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、職員的能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進管理等を行っている。</p>	<p>職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。</p>
<p>職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の内情及び意欲の発揮並びに関係部署との</p>	<p>職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の内情及び意欲の発揮並びに関係部署との</p>

<p>四 良好な職場風土の醸成</p>	<p>連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。</p> <p>個々の職員の状況に応じた働き方を尊重し、超過勤務の縮減及び休暇取得の促進に努めるとともに、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>
---------------------	---

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会訓令第二号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会デジタルサービス開発・運用規程（令和五年東京都選挙管理委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都選挙管理委員会

第九条（見出しを含む。）中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改める。

第十条の見出し中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改め、同条中「情報処理指導主任は」を「DXアンバサダーは、局のDX推進主管課と連携し」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「電子情報処理の促進及び改善」を「デジタルサービスの普及啓発」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）の適正な管理」を「デジタルサービスの改善」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に、「電子情報処理」を「デジタルサービスの推進」に改め、同号を同条第三号とする。

第十四条第四号中「情報資産」を「電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

規則（人）

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第一号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「一般財団法人東京都人材支援事業団」を「一般財団法人東京都人材

「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」

「公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター」を「公益財団法人

「公益財団法人東京都体育協会」

東京都スポーツ協会

東京都スポーツ文化事業団 に、「公益財団法人東京都歴史文化財団」を「公益

東京都生活衛生営業指導センター」

財団法人東京都歴史文化財団 に改める。

財団法人東京2025世界陸上財団」

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則（平成二十三年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一の部(七)の項中「東京都女性相談センター」を「東京都女性相談支援センター」に改め、同部(四)の項中「警視庁犯罪抑止対策本部」を「警視庁特殊詐欺対策本部」に改め、「警視庁人身安全関連事案総合対策本部」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第三号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「一般財団法人東京都人材支援事業団」を「一般財団法人東京都人材支援事業団」に、

「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」を「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」に、

「公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター」を「公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター」に、

「公益財団法人東京都体育協会」を「公益財団法人東京都体育協会」に、

「公益財団法人東京都歴史文化財団」を「公益財団法人東京都歴史文化財団」に、

「公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター」を「公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター」に、

「公益財団法人東京都歴史文化財団」を「公益財団法人東京都歴史文化財団」に、

「公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター」を「公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター」に、

「公益財団法人東京都歴史文化財団」を「公益財団法人東京都歴史文化財団」に、

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第四号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「は、定年に達したことによる退職（定年に達した者が、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第四条の規定により引き続き勤務した後の退職を含み、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）、臨時的任用職員（地方公務員法第二十二條の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第六條第一項第二号、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第四百四十八号）第九條の規定により臨時的に任用された職員をいう。）」の任期が満了したことによる退職及び定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」の任期が満了したことによる退職とする」を「による退職は、次の各号に掲げるものとする」に改め、同項に次の各号を加える。
一 定年に達したことによる退職（定年に達した者が、職員定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第四条の規定により引き続き勤務した後の退職を含み、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項

の規定により引き続き採用される場合の退職を除く。)

二 臨時的任用職員(地方公務員法第二十二條の三第一項、地方公務員の育児休業等

に関する法律(平成三年法律第百十号)第六條第一項第二号、女子教職員の出産に

際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三條第

一項(同條第三項において準用する場合を含む。)又は職員の配偶者同行休業に関

する条例(平成二十六年東京都条例第百四十八号)第九條の規定により臨時的に任

用された職員をいう。)の任期が満了したことによる退職

三 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により

採用された職員をいう。以下同じ。)の任期が満了したことによる退職

四 任期付職員(東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(平成十四年東京都条例第百六十一号)第二條又は第二條の二の規定により任期を

定めて採用された職員をいう。)の任期が満了したことによる退職

附則

1 この規則は、令和六年三月三十一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四條第一項

若しくは第二項又は第六條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九條第

三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、

この規則による改正後の職員の旅費に関する条例第二條第二項等による旅費規則(以

下「改正後の規則」という。)第三條の二第三項第三号に規定する定年前再任用短時

間勤務職員とみなす。この場合において、改正後の規則第三條の二第三項第一号中

「地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十二條の四第一項」とある

のは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三

年改正法」という。)附則第四條第一項若しくは第二項又は第六條第一項若しくは第

二項(これらの規定を同法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)と、同項第三号中「退職」とあるのは「退職(令和三年改正法附則第四條

第一項若しくは第二項又は第六條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第

九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により引き続き採

用される場合の退職を除く。)とする。

3 改正後の規則第三條の二第三項の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行

から適用し、同日前に出発した旅行及び同日前に退職した者が同日以後に出発する旅

行については、なお従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号)の一部

を次のように改正する。

別表第二人事委員会事務局の項中「課長代理(課務担当)」及び「及び課長代理

(審査総括担当)付きの主事」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第六号

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の級別資格基準に関する規則(昭和三十三年東京都人事委員会規則第三号)

の一部を次のように改正する。

第九條第一項第二号中「キャリア活用」を「同表の試験(選考)欄の区分がキャリア

活用及び経験者」に改める。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附則

訓令(人)

●東京都人事委員会訓令第1号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会デジタルサービス開発・運用規程(令和五年東京都人事委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都人事委員会委員長 中西 充

第九条(見出しを含む。)中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改める。
第十条の見出し中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改め、同条中「情報処理指導主任は」を「DXアンバサダーは、局のデジタル施策推進主管課と連携し」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「電子情報処理の促進及び改善」を「デジタルサービスの普及啓発」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク(以下「情報資産」という。)の適正な管理」を「デジタルサービスの改善」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に、「電子情報処理」を「デジタルサービスの推進」に改め、同号を同条第三号とする。

第十四条第四号中「情報資産」を「電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク(以下「情報資産」という。)」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都人事委員会訓令第2号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程(平成二十八年東京都人事委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都人事委員会委員長 中西 充

別表一の部三の項中「及び業務配分」を「業務配分及び人材育成」に改め、同表二の部三の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 三 組織運営 (Organizational Operation) and 二 人材育成 (Human Resource Development). It details changes to organizational structure and employee development strategies.

別表三の部三の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 三 組織運営 (Organizational Operation) and 二 人材育成 (Human Resource Development). It details changes to organizational structure and employee development strategies.

<p>三 組織及びコミュニケーションの活性化</p>	<p>職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。</p>
<p>四 良好な職場風土の醸成</p>	<p>個々の職員の状況に応じた働き方を尊重し、超過勤務の縮減及び休暇取得の促進に努めるとともに、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>

附則
この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

訓令 (監)

●東京都監査委員訓令第一号

東京都監査事務局

東京都監査事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年監査委員訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

- 東京都監査委員 鈴木 章 浩
- 東京都監査委員 小山 くにひこ
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 松 本 正 一 郎
- 東京都監査委員 後 藤 靖 子

別表一の部三の項中「及び業務配分」を「、業務配分及び人材育成」に改め、同表二の部三の項を次のように改める。

<p>三 組織運</p>	<p>一 リーダ 職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、</p>
--------------	------------------------------------

<p>営力</p>	<p>一 シップ 組織を一体感あるものにとり、各職場の執行力を最大限発揮させるよう、職員の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進言等を行っている。</p>
<p>二 人材育成</p>	<p>職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務に挑戦させるなど、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。</p>
<p>三 組織及びコミュニケーションの活性化</p>	<p>職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、各職場の執行力を最大化させる組織づくりを行っている。</p>
<p>四 良好な職場風土の醸成</p>	<p>超過勤務の縮減、休暇取得の促進、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>

別表二の部三の項を次のように改める。

<p>三 組織運 営力</p>	<p>一 リーダ 職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにとり、職員の能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進言等を行っている。</p>
<p>二 人材育成</p>	<p>職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。</p>
<p>三 組織及びコミュニケーションの活性化</p>	<p>職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自</p>

性化	主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。
四 良好な職場風土の醸成	個々の職員の状況に応じた働き方を尊重し、超過勤務の縮減及び休暇取得の促進に努めるとともに、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都監査委員訓令第二号

東京都 監 査 事 務 局

東京都監査委員デジタルサービス開発・運用規程（令和五年東京都監査委員訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

- 東京都監査委員 鈴木 章 浩
- 東京都監査委員 小山 くにひこ
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 松 本 正 一 郎
- 東京都監査委員 後 藤 靖 子

第九条（見出しを含む。）中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改める。

第十条の見出し中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改め、同条中「情報処理指導主任は」を「DXアンバサダーは、局のDX推進主管課と連携し」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「電子情報処理の促進及び改善」を「デジタルサービスの普及啓発」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）の適正な管理」を「デジタルサービスの改善」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」

を「前二号」に、「電子情報処理」を「デジタルサービスの推進」に改め、同号を同条第三号とする。

第十四条第四号中「情報資産」を「電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

規 則 (公)

警視庁警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第六号

警視庁警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

警視庁警察署協議会に関する規則（平成13年4月16日東京都公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

警視庁留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第七号

警視庁留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

警視庁留置施設視察委員会に関する規則（平成19年4月27日東京都公安委員会規則第

5号)の一部を次のように改正する。
 第5条中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第8号

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和43年6月13日東京都公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間」を削る。

第17条第2項中「当該証書と引き換えに」を削り、同条第3項中「又は損傷した証書」を削り、同条第4項及び第5項を削る。

別記様式第16号（裏面）中「届け出るとともに、併せてこの証書を提出して」を「届け出て」に改め、「この証書を引換えに」を削り、「交付します」の次に「ので、必要な届出を行ってください。なお、古い証書は、廃棄してください」を加え、「警視総監に返納して」を「廃棄して」に改める。

別記様式第17号中「又は損傷した年金証書」を削る。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則別記様式第16号及び様式第17号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

雑 報

東京都職員共済組合安全衛生管理者等設置規程の一部を改正する規程を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合安全衛生管理者等設置規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合安全衛生管理者等設置規程（昭和五十一年東京都職員共済組合規程第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

第三条第三号中「、衛生管理者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

第四条中「安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

第六条第一項中「、その長」を「その長）、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」に改める。

第八条中「昭和四十七年労働省令第三十二号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第九条中「第十一条第一項」を「第十条第一項各号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九条の二 化学物質管理者は、省令第十二条の五に定める職務を行うものとする。
 第九条の三 保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六に定める職務を行うものとする。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合労働安全衛生保護具措置規程の一部を改正する規程を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第三号

東京都職員共済組合労働安全衛生保護具措置規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合労働安全衛生保護具措置規程（昭和五十七年東京都職員共済組合規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、「部」」を削り、「第二条」を「第二条第一号及び第二号」に改め、「、「部」」を削り、同条第三項中「及び「共済組合安全衛生管理者」を、「共済組合安全衛生管理者」、「事業施設総括安全衛生管理者」及び「保護具着用管理責任者」に、「第三条」を「第三条第一号及び第三号並びに第五条第一項第三号」に改める。

第五条中「部長及び」を削り、「事業施設総括安全衛生管理者」の下に「及び当該事業施設の保護具着用管理責任者」を加え、「部長等」を「事業施設総括安全衛生管理者等」に改め、「部又は」を削り、「具体的事項」の下に「（保護具着用管理責任者にあつては、管理者規程第九条の三に定める職務に関するものに限る。）」を加える。

第七条中「部長等」を「事業施設総括安全衛生管理者等」に改める。

第八条中「部長等」を「事業施設総括安全衛生管理者等」に改め、「部又は」を削る。

第九条及び第十二条中「部長等」を「事業施設総括安全衛生管理者等」に改める。

第十四条及び第十五条中「部長等」を「事業施設総括安全衛生管理者等」に改め、「部又は」を削る。

第十六条中「部長等」を「事業施設総括安全衛生管理者等」に改める。

第十七条中「部長等」を「事業施設総括安全衛生管理者等」に改め、「部又は」を削る。

第十八条中「部長等」を「事業施設総括安全衛生管理者等」に改める。

別表シテイ・ホール診療所の部保護衣の項の次に次のように加える。

手袋	衛生用（JIS合格品）	手に皮膚障害を起すおそれのある作業	一 特定化学物質、有機溶剤等の有害物質を取り扱う作業及びそれらの物質に汚染されたものを取り扱う作業 二 冷凍室内での作業及び著しく寒冷なものを取り扱う作業	専用	同時に従事する職員数	五年
----	-------------	-------------------	--	----	------------	----

別表清瀬運動場の項を削る。

別記第一号様式中「部（事業施設）名」を「事業施設名」に改める。

別記第二号様式中「部（事業施設）名」を「事業施設名」に改め、「部長」を削る。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

